平成２１年（フ）第５９１号
岐阜市打越662番地１
債務者　上田　　充
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１３２号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地299
債務者　新立たかおこと　シンダチ　ロベルト　タカオ
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１３３号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地299
債務者　高本せい子こと　タカモト　マリナ　セイコ
１　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３８８号
兵庫県川西市小戸３丁目　12番18―Ａ302号
債務者　岡野　　繁
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４１０号
兵庫県伊丹市安堂寺町７丁目59番地
債務者　清水りつよ
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１１３号
兵庫県朝来市立野172番地９
債務者　伊達　俊也
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
奈良市高畑町1095番地
債務者　中野　高昭
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７１０号
奈良市東九条町1422番地　大西ハイツ105号
債務者　田所　　章
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７３１号
奈良県天理市川原城町358番地
債務者　川原　佳治（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７３６号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵233番地　センチュリーアスカⅢ―707号
債務者　木田　周克
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３４０号
広島市南区東本浦町11番６号
債務者　西嶋秀章こと　西嶋　季章
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４１号
広島市南区東本浦町11番６号
債務者　西嶋　香里
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９３号
広島市西区天満町17番10―506号
債務者　石灰　元信
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５９号
広島市南区旭３丁目５番25―201号
債務者　北郷洋一郎
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３１号
広島市安佐南区中須１丁目16番19―303号
債務者　山元　久義
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９３号
広島市安芸区船越南３丁目21番15号
債務者　畝　　宏枝
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３９号
広島市東区牛田南２丁目12番８号
債務者　大室　廣江
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５４号
広島市西区福島町１丁目６番１―102号
債務者　樋井　顯治
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
　　広島地方裁判所民事第４部